

強制失踪委員会の総括所見 (CED/C/JPN/CO/1) に対する日本政府コメント

1. 日本は、2018年11月5日及び6日に開催された強制失踪委員会第257回及び第258回会合における第1回我が国政府報告審査を受け、2018年11月14日に開催された同委員会第271回会合において採択された同委員会の総括所見 (CED/C/JPN/CO/1) につき、パラ12 (強制失踪の禁止)、14 (強制失踪犯罪) 及び32 (基本的な法的予防措置) に含まれる勧告の履行に関する情報を1年以内に提供するように求める同委員会の要請に応じ、以下のとおり情報を提供する。

パラ12：委員会は、締約国が本条約第1条2に沿って国内法に強制失踪の絶対的禁止を組み込むために必要な立法措置を講じるよう勧告する。

2. 我が国の憲法第31条は、何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪われることはない旨規定している。さらに、憲法第33条は、逮捕について、権限を有する司法官憲が発し、かつ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければならない旨規定している。憲法第34条は、何人も理由を直ちに告げられ、かつ直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留又は拘禁されない旨規定しており、自由をはく奪されることになる者が法律の保護外に置かれることがないことを保障している。そして、我が国刑法は、不法に人を逮捕・監禁した行為やそのような行為を隠ぺいする行為、失踪者の消息・所在を隠ぺいする行為を罰することとしている。

3. 加えて、我が国では、「戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定その他公の緊急事態」を理由として、刑法上の責任を免除したり、刑事訴訟法の適用外とするような制度はない。

4. したがって、御指摘のような立法措置が必要であるとは考えていない。

パラ14：委員会は、締約国が可能な限り早く、強制失踪を本条約第2条に含まれる定義に従った自律犯罪として、また、本条約第5条に規定される基準に従った人道に対する犯罪として国内法に組み込むことを確保するために必要な立法措置をとるよう勧告する。

5. 我が国では、強制失踪行為のうち自由をはく奪する行為については、刑法第220条（逮捕及び監禁）、第224条～第228条（略取、誘拐及び人身売買の罪）など、自由をはく奪の隠ぺい行為については、刑法第103条（犯人蔵匿等）及び第104条（証拠隠滅等）などによって、国の許可、支援又は黙認を得ているか否かにかかわらず処罰される場所、本条約第2条が定める3つのすべての構成要素からなる強制失踪の処罰は担保されており、これを新たに「自律犯罪（autonomous crime）」として定義することは検討していない。

6. また、我が国の刑法を含む刑事実体法においては、「人道に対する犯罪」というカテゴリーは設けられておらず、「人道に対する犯罪」が固有の犯罪としては規定されていないが、組織的に強制失踪を行った者は、組織犯罪処罰法第3条第1項第8号、刑法第220条（組織的逮捕監禁罪）などにより処罰されるとともに、強制失踪の広範又は組織的な実施は、刑の加重の根拠となり得る上（同法第47条）、悪質な態様として量刑上不利に斟酌されることとなるなど、犯罪の重大性に応じた適切な取扱いが可能とされており、強制失踪の広範又は組織的な実施を「人道に対する犯罪」という固有の犯罪として別途国内法上に組み込む必要はない。

パラ32：委員会は、締約国が以下を保障するよう勧告する。

(a) 自由を剥奪された全ての場所において、自由を剥奪された全ての者が自由を剥奪されたその時点から弁護士にアクセスでき、また、親族、弁護人又は自己が選択した者、及びその者が外国人である場合は自国の領事当局との遅滞ない連絡及び面会。

7. 刑事訴訟法第39条（「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人になろうとする者（弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。」）は弁護人との接見交通権を、同法第80条は弁護人以外の者（親族等）と接見できる旨をそれぞれ規定している。領事当局との連絡については、外国人が逮捕、留置、勾留、他の事由により拘禁された場合、領事関係に関するウィーン条約等に基づき、遅滞なく領事当局に対する通報がなされており、領事官は当該外国人と面談、文通することなどができる。

8. 刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に收容された被收容者については、刑事訴訟法その他の関係法令の規定に基づき、家族、弁護士等との面会、信書の発受等を行うことができる。また、これらの者が外国人である場合には、領事関係に関するウィーン条約等の規定に基づき、当該者の国の領事当局と連絡を取ることが保障されている。

9. 入管法違反等で出入国在留管理庁が管理・運営する收容施設（外国人のみ收容）に收容される者については、弁護士、医師及び家族等へ外部交通（電話、面会、手紙の受発信）を行うことができ、また、領事当局に対する通報についても、領事関係に関するウィーン条約等に基づき適正に対応している。

10. 留置施設に留置された被留置者については、刑事訴訟法その他の関係法令に基づき、親族、弁護士等との面会、信書の発受等を行うことができる。また、被留置者が外国人である場合には、領事関係に関するウィーン条約等の規定に基づき、遅滞なく領事当局に通報しているほか、当該国の領事官は、その者と面談、文通等を行うことができる。

11. 精神科病院へ入院中の者は、外国人も含め、精神保健福祉法第36条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限及び同法第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準又は医療観察法第92条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限及び同法第93条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める処遇の基準に基づき、通信・面会は基本的には自由である。病状の悪化を招くおそれがある場合等の医療又は保護のための合理的な理由がある場合に、合理的な方法及び範囲における制限がされることはあるが、その場合でも、都道府県及び法務局、地方法務局その他の人権擁護に関する行政機関の職員、本人の代理人である弁護士との通信・面会の制限は認められない。

12. 精神保健福祉法においては、同法第38条の4に基づき、精神科病院へ入院中の者又はその家族等は、都道府県知事に対し、当該入院中の者についての処遇改善を求めることができる。都道府県知事は、処遇改善請求を受けた場合、精神医療審査会（一定の精神科実務経験を有し、精神障害者の人権に関する法令等に関する研修を修了した医師のうちから、指定医の職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者について厚生労働大臣が指定した精神保健指定医や、法律に関する学識経験者などにより構成する、都道府県に設

置された第三者機関)に審査を求めなければならない。

13. 精神医療審査会は、審査をするに当たって、請求者及び審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者に意見を聴かなければならず、また、精神医療審査会が必要と認めるときは、審査に係る入院中の者を委員が診察したり、当該審査に係る精神科病院の管理者等に対し報告を求めたり、診療録等の提出を命じたりすること等ができる（精神保健福祉法第38条の5第3項、同条第4項）。

14. 医療観察法においても、精神保健福祉法と同様の仕組みがあり、医療観察法第95条に基づき、指定入院医療機関へ入院中の者又はその保護者は、厚生労働大臣に対し、当該入院中の者についての処遇改善を求めることができる。厚生労働大臣は、処遇改善請求を受けた場合、社会保障審議会（厚生労働大臣の諮問機関。なお、実際の審査は、当該審議会の下に設置される、精神保健指定医や法律に関する学識経験者などにより構成する、医療観察法部会が行う。）に審査を求めなければならない。

15. 社会保障審議会は、審査をするにあたって、請求者及び審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者に意見を聴かなければならず、また、社会保障審議会が必要と認めるときは、社会保障審議会が指名する精神保健指定医による審査に係る入院中の者の診察や当該審査に係る指定入院医療機関の管理者等に対し報告を求めたり、診療録等の提出を命じたりすること等ができる（医療観察法第96条第3項、同条第4項）。

16. 以上より、勧告内容の保障は既に十分にされている。

パラ32：委員会は、締約国が以下を保障するよう勧告する。

(b) 人員の選定のための客観的な基準の確立を含め、自由が剥奪された場所を訪問するためのメカニズムの独立性、自由が剥奪された全ての場所への無制限のアクセス、及び本条約についての訓練の提供。

17. 刑事施設視察委員会は、広く、一般の部外者の意見を聴き、究極的には国民の意識も踏まえた刑事施設の適正な運営の実現に資することを目的とする。

18. 委員会の委員は、「人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者」のうちから法務大臣が任命することとされ（刑事収容施設法8条2項）、基準は明示されている。

19. また、委員会の実際の活動に当たっても、刑事施設の長に対して意見を述べるために必要な情報を収集することができるような制度上の担保がある。すなわち、刑事施設の長は、刑事施設の運営状況について、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対して情報を提供しなければならないものとされている（同法9条1項）ほか、委員会には、刑事施設を視察する権限が認められている（同条2項前段）。視察をする場合において、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、被収容者との面接の実施につき協力を求める権限が認められており（同条2項後段）、刑事施設の長は、その視察・面接について必要な協力をしなければならない（同条3項）。

20. このように、委員会は、その委員の任命手続や必要な権限の付与によって、収容施設からの独立性が保障されている。なお、委員会に対して、本条約についての訓練は実施していないものの、その職務の概要や刑事施設の協力などを定めたハンドブックを提供し、その活動の便宜を図っている。

21. 少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会及び入国者収容所等視察委員会についても同様である。

22. 留置施設視察委員会は、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、部外の第三者から成る機関として設置されたものであり、留置施設運営の改善向上のため、留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者に意見を述べるものとされている。また、その委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、警察を管理する機関である公安委員会が任命することとされている。

23. 留置業務管理者は、留置施設の管理運営について、定期的に又は必要に応じて、留置施設視察委員会に対し、情報を提供するものとされている。また、留置施設視察委員会は、留置施設の視察や被留置者との面接の実施について留置業務管理者に協力を求めることができ、これらに対し、留置業務管理者は必要な協力をしなければならないこととされている。

24. 以上のように、日本は、本条約の趣旨に則り、強制失踪の防止及び処

罰の確保に向け、国際社会と協調しつつ、引き続き真剣に取り組んでいく。